

《 資料4 - 1 》

介護保険サービス事業について

# 〔 目 次 〕

1 . 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について .....	1
2 . 制度改正に係る利用者等への説明について .....	5
3 . 介護職員処遇改善加算について .....	6
4 . 業務管理体制の整備の届出について .....	7
5 . 指定等申請時の手数料について .....	9
6 . 介護予防・日常生活支援総合事業移行に伴う運営規程の変更について .....	10

## 1. 制度改正に係る指定事項等変更届等の提出について

### 【注意！】

この項目は、次のサービス以外のすべての施設・事業所が対象となります。  
提出漏れのないよう注意してください。

- ・ 特定福祉用具販売（介護予防含む）
- ・ 介護予防支援

平成30年4月サービス提供分からの介護報酬の算定体制について、各様式を市ホームページからダウンロードの上、以下のとおり指定事項等変更届等を提出してください。

#### 1 提出書類

##### 【地域密着型サービス以外】

- ・ 指定事項等変更届（様式第8号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・（29年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

##### 【地域密着型サービス】

- ・ 変更届出書（様式第2号）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～1-3）
- ・（29年度までの算定体制と変更がある場合のみ）必要な添付書類

#### 2 提出先及び提出方法

下関市福祉部介護保険課 事業者係（下関商工会館4階）へ郵便または持参

#### 3 提出期限

平成30年4月10日（火） 17時15分

期限までに必着のこと。

#### 4 注意事項

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」はサービス別に作成していますので、事業所が実施しているサービスの一覧表を使用してください。

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に、加算等を算定するにあたり必要となる添付書類を掲載していますので、新たに加算等を算定

する際には提出してください。

加算等の算定体制が29年度と変わらない場合には添付書類は不要です（（地域密着型）介護老人福祉施設における看取り介護体制を「あり」で算定していた施設が30年度からは「加算」を算定する場合。）ただし、算定要件が変わる場合には添付書類が必要となる場合がありますので、改定後の告示・通知等をよく確認して提出してください。

加算等の算定体制以外に4月1日付で変更事項がある場合には、指定事項等変更届は1部で差し支えありません（介護老人保健施設において変更の許可を受ける必要がある事項を除く。）。

保険医療機関等であるみなし指定の事業所についても、以下の場合は前ページの「1 提出書類」が必要となります。

- ・ すべての（介護予防）通所リハビリテーション事業所
- ・ 病院、診療所が行う（介護予防）訪問看護事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出している場合
- ・ 病院、診療所が行う（介護予防）訪問リハビリテーション事業所のうち、過去に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出している場合
- ・ 病院又は診療所、薬局が行う（介護予防）居宅療養管理指導事業所のうち、平成30年4月に創設される特別地域加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合

様式第8号(第5条関係)

指 定 事 項 等 変 更 届

30 年 4 月 2 日

(あて先) 下 関 市 長

郵便番号 750-0006  
 届出者主たる事務所 下関市南部町1-1  
 (開設者)の所在地  
 フリガナ シャカイフクシホウジン かい  
 名称 社会福祉法人 会  
 代表者の氏名 理事長  
 (電話 083-299-9999) ㊞

指定居宅サービス事業者  
 指定居宅介護支援事業者  
 下記のとおり **指定介護老人福祉施設** の指定事項等を変更したので、**介護保険法第 89条**  
 介護老人保健施設  
 指定介護療養型医療施設  
 指定介護予防サービス事業者  
 介護保険法第 75条第1項  
 介護保険法第 82条第1項  
 介護保険法第 99条第1項  
 旧介護保険法第111条  
 介護保険法第115条の5第1項  
 の規定により届け出ます。

記

名	称	介護老人福祉施設 園
地	地	下関市南部町1-1
号	号	3570199991
変	更	介護老人福祉施設
事	項	介護サービス費の請求に関する事項 運営規程
変	更	看取り介護体制「あり」 介護職員 39名
変	更	看取り介護体制「加算」 介護職員 40名
変	更	平成30年介護報酬改定による算定要件を 満たしたため 職員の新規採用のため
変	更	30 年 4 月 1 日

添付書類

- 1 居宅サービス又は介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴う届出の場合にあっては、事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
  - 2 管理者の変更又は役員の変更に伴う届出の場合にあっては、誓約書
- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 備考 1 旧介護保険法とは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式は平成30年度より変更になります。

記入例

様式第2号(第3条関係)

**変 更 届 出 書**

30年 4月 2日

(あて先) 下関市長

所在地 下関市南部町1 - 1

申請者 名称 社会福祉法人 会

代表者氏名 理事長 Ⓜ

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	3	5	9	0	1	9	9	9	9	1
指定内容を変更した事業所(施設)		名称 地域密着型介護老人福祉施設 園 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 所在地 下関市南部町1 - 1										
サービスの種類		地域密着型介護老人福祉施設										
変更があった事項		変更の内容										
1	事業所・施設の名称	(変更前)										
2	事業所・施設の所在地											
3	申請者の名称											
4	主たる事務所の所在地	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名											
6	定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	看取り介護体制 あり  褥瘡マネジメント加算 (なし)										
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等											
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)										
9	運営規程											
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	12 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項										
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制											
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	看取り介護体制 加算  褥瘡マネジメント加算 あり										
13	役員の氏名、生年月日及び住所											
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	新設加算については、「変更前」欄は、(なし)と記載してください。										
15	本体施設、本体施設との移動経路等											
16	伊能助施設の状況等											
変 更 年 月 日		30年 4月 1日										

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式は平成30年度より変更になります。

## 2. 制度改正に係る利用者等への説明について

今回の介護報酬の改定により、利用料金に変更となる場合は、利用者（入所者）又はその家族へ書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い、同意の署名を得ることとなります。

本来、この一連の手続きは、新たな料金が適用される平成30年4月以降の各利用者（入所者）のサービス提供前までに終えておく必要があります。

しかしながら、当該所定の時期までに書面の交付が間に合わない場合は、口頭により説明の上、同意を得ておくこととし、後日、書面交付での説明、同意の旨の署名という順序になっても差し支えありません。この場合、口頭の説明による同意日については、新しい料金での介護保険サービス利用にかかる同意があった日として書面にて記録し、各事業所で適正に管理するようお願いいたします。

書面の交付について、重要事項説明書の全てのページの交付は必要ではありません。変更箇所となる利用料金の記載部分のみ書面で説明し、交付で足りるものとします。

居宅介護支援事業及び介護予防支援事業は通常利用者負担は発生しませんが、介護保険料の滞納等により償還払いとなる可能性を鑑み、同様に説明し、同意の署名を得るようにして下さい。

運営規程に利用料金の記載がある場合は、利用料金の変更に伴い運営規程の変更が生じますため、運営規程の変更の日から10日以内に市に変更届を提出して下さい。

### 3. 介護職員処遇改善加算について

平成30年度分の介護職員処遇改善加算を算定する場合は、平成30年4月10日(火)までに、介護保険課事業者係へ、必要書類にて届出をお願いします(郵送も可能です)。必要書類等につきましては、市ホームページにて御確認ください。平成29年度に引き続いて加算を算定する場合であっても、改めて届出が必要となりますので、御注意ください。

なお、このたびの制度改正により、介護職員処遇改善加算については、経過措置期間を設けたうえで、下図に示す加算( )及び( )の廃止という見直しが行われました。現在、当該加算区分を算定している事業所につきましては、より上位の加算区分の取得について、御検討くださいますようお願いいたします。

介護職員処遇改善加算の区分

算定区分	加算( ) (月額3万7千円相当)	加算( ) (月額2万7千円相当)	加算( ) (月額1万5千円相当)	加算( ) (加算( )×0.9)	加算( ) (加算( )×0.8)
	経過措置期間を設けて廃止				
算定要件	キャリアパス要件 及び 及び + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降 実施する取組)	キャリアパス要件 及び + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降 実施する取組)	キャリアパス要件 又は + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件 キャリアパス要件 + 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件 キャリアパス要件 + 職場環境等要件 のいずれも満たさず

- (注) 「キャリアパス要件」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
「キャリアパス要件」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
「キャリアパス要件」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること  
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

また、介護職員処遇改善加算の取得にあたっては、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で賃金改善を行うものとされていますが、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させることは、原則認められておりません。本加算の趣旨を御理解のうえ、適切に運用されますようお願いいたします。



## 4 . 業務管理体制の整備の届出について

### 業務管理体制の整備とは

介護保険法により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

事業者が整備する業務管理体制

		<b>業務執行の状況の監査</b>
	<b>法令遵守規程の整備</b>	法令遵守規程の整備
<b>法令遵守責任者の選任</b>	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数 20未満	20以上100未満	100以上

- ・「法令遵守責任者」＝法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
- ・「法令遵守規程」＝業務が法令に適合することを確保するための規程
- ・「事業所の数」＝介護サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数  
(注1)事業所の数には、介護予防サービス事業所も1事業所としてカウントします。みなし事業所(医療機関が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ))は除外します。  
(注2)総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

### 下関市へ届け出る事業者とは

地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業所等が下関市内に所在する事業者は、下関市へ届け出ることとなります。

これまで、地域密着型通所介護と介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、介護予防通所介護が平成30年3月31日で廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)に移行し、地域密着型通所介護のみの運営となるため、平成30年4月1日以降、届出先が山口県から下関市へ変更となります。総合事業は業務管理体制の整備に係る事業所数には含まれません。

該当の事業者は、業務管理体制整備(区分変更)届(様式第1号)を、4月以降、**変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に**届け出てください。

届出に必要な書類等の様式

☞ 下関市に届け出る場合

[下関市のホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ  
保健・福祉

介護保険  
 手続き・各種申請様式  
 地域密着型サービス事業の申請様式等について

☞ 山口県に届け出る場合

かいごへるぷやまぐちトップページ (<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

事業者の方へ  
 指定等の手引き

1 指定

業務管理体制の整備及び届出

### その他必要な手続きについて

介護保険法による事業所等の指定を受けていない法人が初めて事業所等の指定を受けた場合には、業務管理体制整備届（様式第1号）が必要となります。

**未だ届け出をしていない事業者は、事業者が整備する業務管理体制及び届出先行政機関を確認の上、必要な手続きを行ってください。**

届出先行政機関

区 分	届出先
(1)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する介護サービス事業者	厚生労働大臣
(2)事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する介護サービス事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
(3)事業所等が同一の政令指定都市内にのみ所在する介護サービス事業者 山口県は該当なし	政令指定都市の長
(4)地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業所等が下関市内に所在する事業者	下関市長
(5)(1)から(4)以外の事業者（＝全ての事業所等が山口県内に所在する介護サービス事業者であって(4)以外）	山口県知事

また、既に届出をしている事業者について、以下の届出事項に変更があった場合は、変更届（様式第2号）の提出が必要です。

届出が必要な変更事項

- ・事業者（法人）の名称の変更
- ・代表者の氏名、住所、職名の変更
- ・法令遵守規程の概要、業務遂行の状況の監査の方法の概要の変更（届出をしている事業者に限る。）
- ・事業所の数の変更（整備すべき業務管理体制が変更になる場合（20箇所到達する場合等）のみ）
- ・主たる事務所（本店）の所在地の変更
- ・法令遵守責任者の氏名の変更

## 5 . 指定等申請時の手数料について

介護保険法等の改正（平成29年6月2日 法律第52号）に伴い、介護医療院が新たに創設されたこと、また、介護療養型医療施設の経過措置期間が延長されたことにより、指定等の申請に対する審査に係る手数料を定めた、下関市手数料条例の一部が改正されました。

これに伴い、平成30年4月1日以降は、介護医療院の開設等許可申請時及び介護療養型医療施設の指定更新時には、審査に係る手数料をご負担いただくことになりました。

その他のサービスの手数料は従来どおり変更ありません。

皆さまのご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

下関市手数料条例の一部改正により追加された手数料

（平成30年4月1日施行）

サービスの種類	申請の種類	手数料額
介護医療院	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請	33,000円
	許可更新申請(現地調査必要)	33,000円
	許可更新申請(現地調査不要)	20,000円
介護療養型医療施設	指定更新申請	20,000円

## 6 . 介護予防・日常生活支援総合事業移行に伴う運営規程の変更について

平成30年4月より介護予防訪問介護、介護予防通所介護の各サービス（以下、「介護予防訪問（通所）介護」という。）が、介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行いたします。

それに伴い、運営規程の記載内容に変更が生じた場合、本来であれば運営規程の変更日から10日以内に指定事項等変更届の提出が必要となりますが、当該変更内容が介護予防訪問（通所）介護事業の文言削除等による変更のみの場合、各事業所にて運営規程の変更を行うに留め、市への指定事項等変更届の提出は不要とする取扱いといたします。

なお、重要事項説明書及び契約書の変更については、届出事由に該当しないため、その内容に変更があった場合についても、届出の必要はありません。

### 対象となる事業所

- ・ 指定訪問介護事業所
- ・ 指定通所介護事業所
- ・ 指定地域密着型通所介護事業所